

# 国の障害者基本計画 新旧比較

参考資料1

旧障害者基本計画 (計画期間：平成15～24年度) 10年間	新障害者基本計画 (計画期間：平成25～29年度) 5年間
	<p><b>I 障害者基本計画(第3次)について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法第11条第1項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者の施策の最も基本的な計画</li> </ul>
<p><b>I 基本的な方針 (考え方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承</li> <li>・障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指す</li> <li>・障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因の除去</li> <li>・障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援</li> <li>・人権が尊重され能力が発揮できる社会の実現</li> <li>・国民一人一人の理解と協力を促進し、社会全体として共生社会の具体化を着実に推進</li> </ul> <p><b>(横断的視点)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会のバリアフリー化の推進</li> <li>2 利用者本位の支援</li> <li>3 障害の特性を踏まえた施策の展開</li> <li>4 総合的かつ効果的な施策の推進</li> </ol>	<p><b>II 基本的な考え方 (基本理念)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法第1条に規定されるように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、</li> <li>・全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。</li> <li>・この基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、</li> <li>・障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。</li> </ul> <p><b>(基本原則)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会における共生等 (障害者基本法第3条)</li> <li>・差別の禁止 (障害者基本法第4条)</li> <li>・国際的協調 (障害者基本法第5条)</li> </ul> <p><b>(各分野に共通する横断的視点)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援</li> <li>2 当事者本位の総合的な支援</li> <li>3 障害特性等に配慮した支援</li> <li>4 アクセシビリティの向上</li> <li>5 総合的かつ計画的な取組の推進</li> </ol>
<p><b>II 重点的に取り組むべき課題</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動し参加する力の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病等の予防とリハビリテーション</li> <li>・ユニバーサルデザイン化の促進</li> <li>・IT革命への対応</li> </ul> </li> <li>2 活動し参加する基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活のための地域基盤の整備</li> <li>・経済的自立基盤の強化</li> </ul> </li> <li>3 精神障害者施策の総合的な取組</li> <li>4 アジア太平洋地域における域内協力の強化</li> </ol>	
<p><b>III 分野別施策の基本的方向</b></p> <p><b>1 啓発・広報</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①啓発・広報活動の推進</li> <li>②福祉教育等の推進</li> <li>③公共サービス従事者に対する障害者理解の促進</li> <li>④ボランティア活動の推進</li> </ol> <p><b>2 生活支援</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①利用者本位の生活支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 身近な相談支援体制の構築</li> <li>イ 権利擁護の推進</li> <li>ウ 障害者団体や本人活動の支援</li> </ul> </li> <li>②在宅サービス等の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 在宅サービスの充実</li> <li>イ 住居の確保</li> <li>ウ 自立及び社会参加の促進</li> <li>エ 精神障害者施策の充実</li> <li>オ 各種障害への対応</li> </ul> </li> <li>③経済的自立の支援</li> <li>④施設サービスの再構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 施設等から地域生活への移行の推進</li> <li>イ 施設の在り方の見直し</li> </ul> </li> <li>⑤スポーツ、文化芸術活動の振興</li> <li>⑥福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援</li> <li>⑦サービスの質の向上</li> <li>⑧専門職種の養成・確保</li> </ol>	<p><b>III 分野別施策の基本的方向</b></p> <p><b>1 生活支援</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援体制の構築</li> <li>(2) 在宅サービス等の充実</li> <li>(3) 障害児支援の充実</li> <li>(4) サービスの質の向上等</li> <li>(5) 人材の育成・確保</li> <li>(6) 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等</li> <li>(7) 障害福祉サービス等の段階的な検討</li> </ol> <p><b>2 保健・医療</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健・医療の充実等</li> <li>(2) 精神保健・医療の提供等</li> <li>(3) 研究開発の推進</li> <li>(4) 人材の育成・確保</li> <li>(5) 難病に関する施策の推進</li> <li>(6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療</li> </ol>

旧障害者基本計画 (計画期間：平成15～24年度) 10年間	新障害者基本計画 (計画期間：平成25～29年度) 5年間
<b>3 生活環境</b> ①住宅、建築物のバリアフリー化の推進 ②公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進 ③安全な交通の確保 ④防災、防犯対策の推進 ア 災害対策 イ 住宅等の防災対策 ウ 防犯対策	<b>3 教育、文化芸術活動・スポーツ等</b> (1) インクルーシブ教育システムの構築 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における支援の推進 (4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
<b>4 教育・育成</b> ①一貫した相談支援体制の整備 ②専門機関の機能の充実と多様化 ③指導力の向上と研究の推進 ④社会的及び職業的自立の促進 ⑤施設のバリアフリー化の促進	<b>4 雇用・就業、経済的自立の支援</b> (1) 障害者雇用の促進 (2) 総合的な就労支援 (3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (4) 福祉的就労の底上げ (5) 経済的自立の支援
<b>5 雇用・就業</b> ①障害者の雇用の場の拡大 ア 障害者雇用率制度を柱とした施策の推進 イ 障害者の能力・特性に応じた職域の拡大 ウ 障害者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進 エ ITを活用した雇用の促進 オ 障害者の雇用・就業を行う事業の活性化 カ 障害者の創業・起業等の支援 ②総合的な支援施策の推進 ア 保健福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションの推進 イ 雇用への移行を進める支援策の充実 ウ 障害者の職業能力開発の充実 エ 雇用の場における障害者の人権の擁護	<b>5 生活環境</b> (1) 住宅の確保 (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等 (3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
<b>6 保健・医療</b> ①障害の原因となる疾病等の予防・治療 ア 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見 イ 障害の原因となる疾病等の治療 ウ 正しい知識の普及等 ②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実 ア 障害の早期発見 イ 障害に対する医療、医学的リハビリテーション ウ 障害者に対する適切な保健サービス エ 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供 ③精神保健・医療施策の推進 ア 心の健康づくり イ 精神疾患の早期発見・治療 ④研究開発の推進 ⑤専門職員の養成・確保	<b>6 情報アクセシビリティ</b> (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のバリアフリー化
<b>7 情報・コミュニケーション</b> ①情報バリアフリー化の推進 ②社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及 ③情報提供の充実 ④コミュニケーション支援体制の充実	<b>7 安全・安心</b> (1) 防災対策の推進 (2) 東日本大震災からの復興 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
<b>8 国際協力</b> ①国際協力等の推進 ②障害者問題に関する国際的な取組への参加 ③情報の提供・収集 ④障害者等の国際交流の支援	<b>8 差別の解消及び権利擁護の推進</b> (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進
	<b>9 行政サービス等における配慮</b> (1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (2) 選挙等における配慮等 (3) 司法手続等における配慮等 (4) 国家資格に関する配慮等
	<b>10 国際協力</b> (1) 国際的な取組への参加 (2) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (3) 国際的な情報発信等 (4) 障害者等の国際交流の推進
<b>IV 推進体制等</b> 1 重点施策実施計画 2 連携・協力の確保 3 計画の評価・管理 4 必要な法制的整備 5 調査研究、情報提供	<b>IV 推進体制</b> 1 連携・協力の確保 2 広報・啓発活動の推進 (1) 広報・啓発活動の推進 (2) 障害及び障害者理解の促進 (3) ボランティア活動等の推進 3 進捗状況の管理及び評価 4 法制的整備 5 調査研究及び情報提供